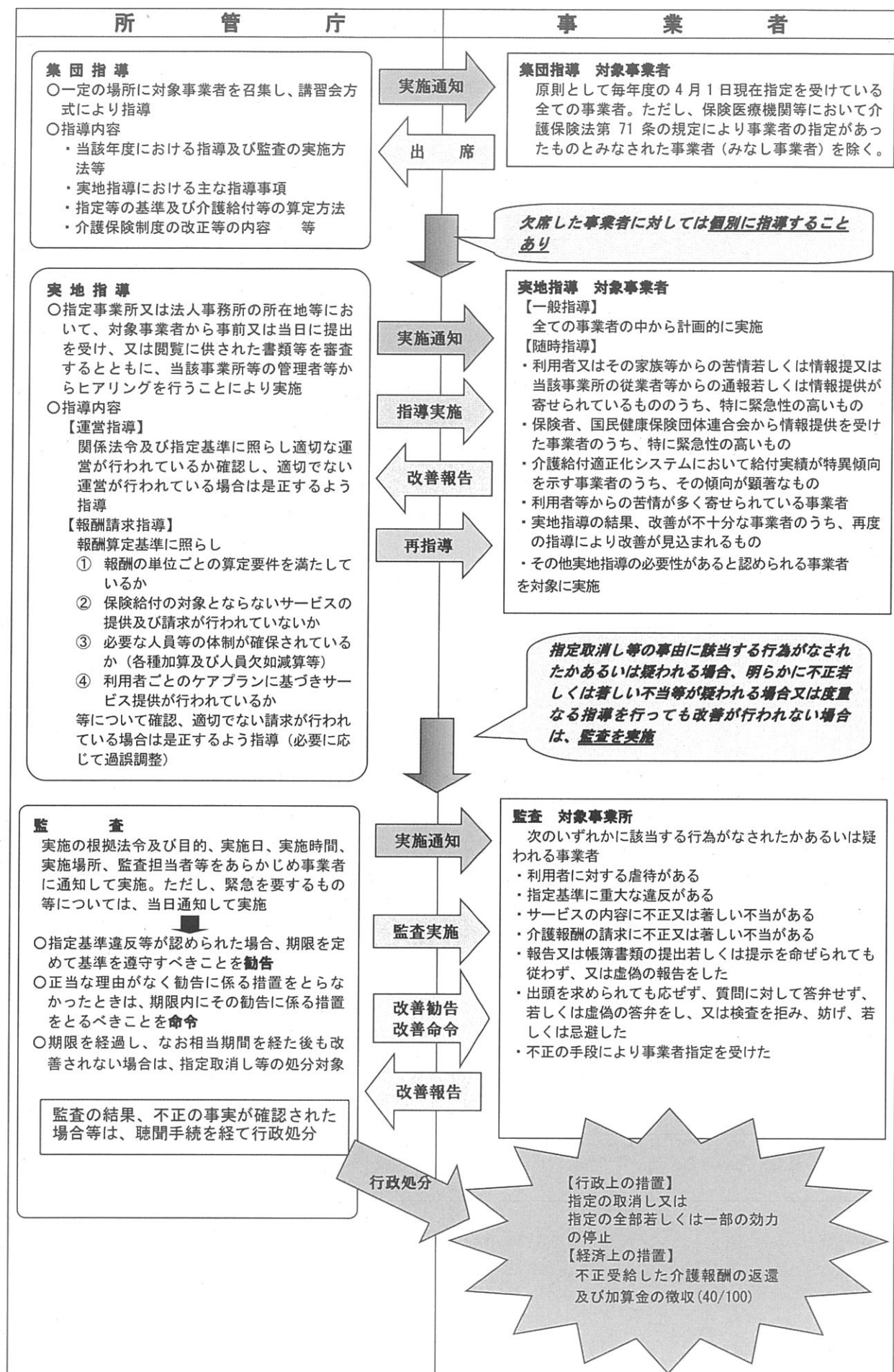


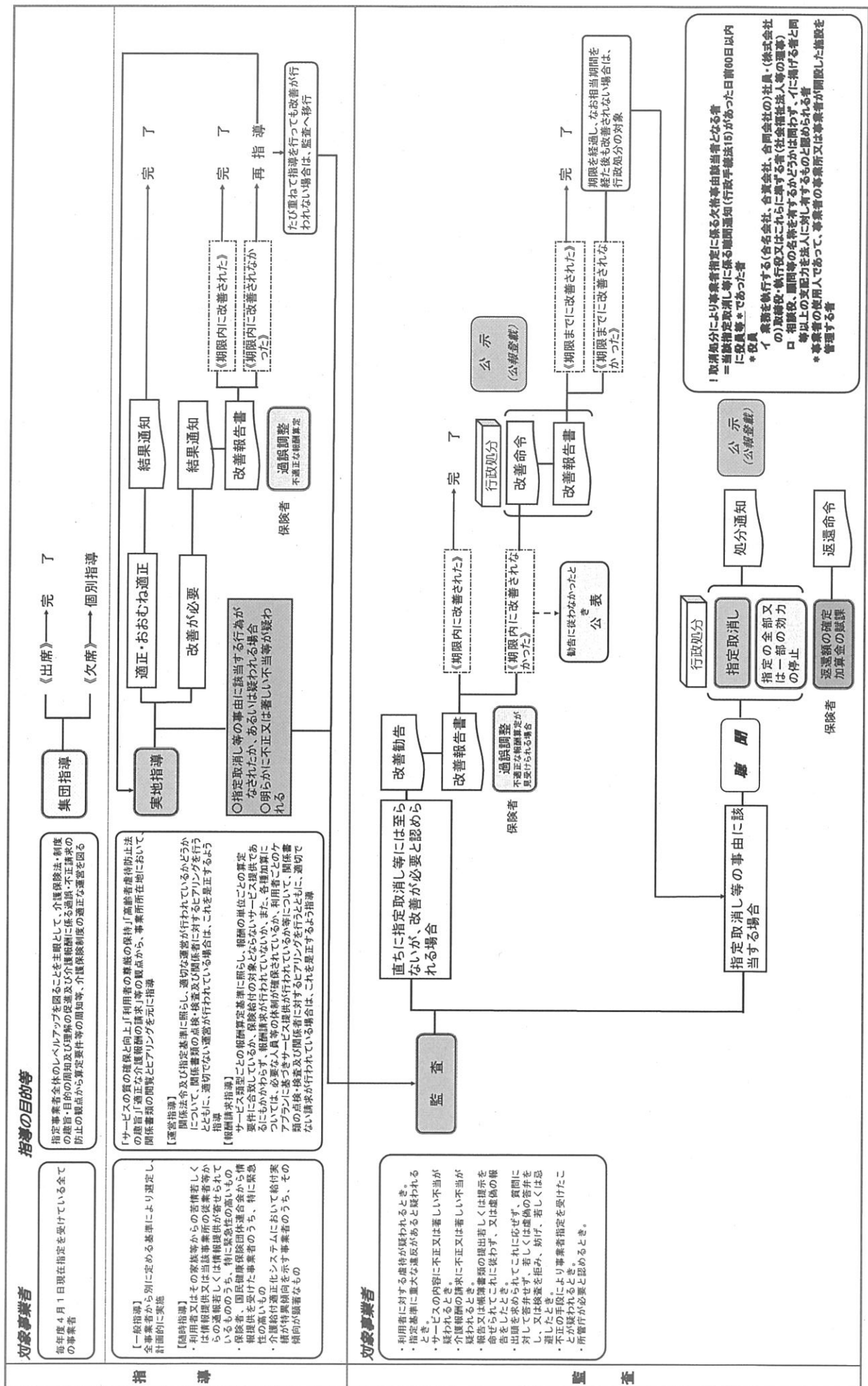
指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査

- ・ 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法 9
- ・ 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図 10
- ・ 指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定（介護保険法） 11～21
- ・ 令和元年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例 22～24
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出について 25～26

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法



指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図



指定居宅サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
（指定の取消し等） 第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第70条第2項 第4号 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの※1の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※1 介護保険法施行令第35条の2 第5号の2 申請者が労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの※2により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※2 介護保険法施行令第35条の3 第10号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
	第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたって、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限

る。・・・)を引き続き滞納している者であるとき。

第6号 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者その他の相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第6号の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第7号 申請者が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第7号の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に、第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第8号 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号

(2) 指定居宅サービス事業者が、第 70 条第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。	の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 第 9 号 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 74 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。	第 70 条第 8 項 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第 1 項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第 41 条第 1 項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(4) 指定居宅サービス事業者が、第 74 条第 2 項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(5) 指定居宅サービス事業者が、第 74 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (6) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。	第 74 条第 6 項 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(7) 指定居宅サービス事業者が、第 76 条第 1 項の規定により報告又は帳簿	第 76 条第 1 項 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下

書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (8) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の事業者が、**第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。**ただし、当該指定に係る事業所の事業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- (9) 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により**第41条第1項本文の指定**を受けたとき。

- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、**この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分**に違反したとき。

この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る事業所に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービス事業に係る事業に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第41条第1項本文 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護サービス費を支給する。

介護保険法施行令第35条の5各号

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、

再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法

【33 法律】

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとすると、き前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとすると、き前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第115条の9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第70条第2項 第4号 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号の2 申請者が労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第10号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことによって納付義務を負う保険料等に限る・・・）を引き続き滞納している者であるとき。 第6号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の9第1項又は第115条の

35 条第6項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第7号 申請者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第7号の2 申請者が、第115条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の9第1項の規定による指定の取消しの処分を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じて当該場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第8号 第7号に規定する期間内に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、	
--	--

(2) 指定介護予防サ―ビス事業者が、第115条の2第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。	同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第9号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サ―ビス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(3) 指定介護予防サ―ビス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。	第115条の2第6項 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第53条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 大阪府指定介護予防サ―ビス事業者の指定並びに指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(4) 指定介護予防サ―ビス事業者が、第115条の4第2項に規定する指定介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サ―ビスの事業の運営をすることができなくなつたとき。	大阪府指定介護予防サ―ビス事業者の指定並びに指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(5) 指定介護予防サ―ビス事業者が、第115条の4第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (6) 介護予防サ―ビス費の請求に関し不正があつたとき。	第115条の4第6項 指定介護予防サ―ビス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(7) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	第115条の7第1項 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定介護予防サービス事業に関する場所に入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	第53条第1項本文 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービス費を支給する。
(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に	介護保険法施行令第35条の5各号 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、

関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(12) 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(13) 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法

【33 法律】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
（介護サービス情報の報告及び公表） 第115条の35 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	第4項 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。 第1項 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所・・・の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 第3項 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

令和元年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	効力停止条項	経済上の措置
大阪府	指定の取消 (H31. 4. 1)	通所介護	事業開始時より生活相談員2名のうちの1名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第 77 条第 1 項第 9 号	不正請求に係る返還額 285,495 円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の取消 (H31. 7. 1)	訪問看護	利用者 A 氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成 29 年 4 月 3 日から平成 31 年 2 月 28 日までの間、当該利用者に係る 376 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。 利用者 B 氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 17 日までの間、当該利用者に係る 267 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第 77 条第 1 項第 4 号及び第 6 号、 第 115 条の 9 第 1 項第 10 号	不正請求に係る返還額 2,349,859 円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の効力の 一部停止 3 か月 (R1. 8. 1～10. 31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし
大阪府	指定の効力の 一部停止 3 か月 (R1. 12. 1～R2. 29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし
大阪市	指定の取消 (R1. 10. 31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年 2 月から平成 31 年 2 月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る返還額 5,965,971 円 (加算金を含まず)

			した。 また、その不正を隠すために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。		む)
大阪市	指定の取消 (R1. 10. 31)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第115条の45の 第1項第6号	なし
東大阪市	指定の取消 (R1. 12. 1)	訪問介護 (第1号事業 含む)	新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が1名(管理者兼サービス提供責任者)のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない3名分の資格を証する書類(介護福祉士登録証の写し)を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち1名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない1名分の資格を証する書類(介護福祉士登録証の写し)を不正に作成し、新たな勤務予定者とすることで人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。	第77条第1項第 9号及び第10 号 第115条の45の 第5号及び第 6号	なし
忠岡町	指定の効力の 一部停止6か月 (R2. 1. 1~6. 30)	通所介護 (第1号事業 含む)	新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにも関わらず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。 また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにも関わらず不正に加算を請求した。 監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんしたうえ、虚偽の答弁を行った。	第77条第1項第 6号、第7号、第 8号及び第9号 第115条の45の 第1項第2号 及び第5号	不正請求に係 る返還額 50,298円 (加算金を含 まず)

茨木市	指定の効力の全部停止 3 か月 (R1. 8. 1 ~ 10. 31)	訪問介護	・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。 ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る返還額 464,032 円 (加算金を含まず)
-----	--	------	---	------------------	--------------------------------------

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の概要

令和元年5月31日成立
令和元年6月7日公布

第9次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

○都道府県から中核市への事務・権限の移譲

- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

○地方公共団体への事務・権限の移譲

介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

- 介護サービス事業者について、事業所が一の中核市にとどまる場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲する。
- これにより、例えば事業所で不正事案が発生した際に、事業所への立入検査に加え、事業者本部への業務管理体制の検査による包括的な確認が可能となるなど、迅速かつ効率・効果的な監督に資する。

権 限	都道府県	中核市
介護サービス事業所の指定に関する事務・権限		○
介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出・立入検査等に係る事務・権限（事業所が一の中核市内にとどまる事業者に限る。）	○	➡

業務管理体制の整備に関する届出について

介護サービス事業者は、次の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

令和3年3月31日まで

令和3年4月1日から

【届出先区分】

【届出先】

事業所・施設が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第5号）
事業所・施設が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第2号）
事業所・施設が同一都道府県内に所在する事業者（法第115条の32第2項第1号）
事業所・施設が同一指定都市内に所在する事業者（法第115条の32第2項第3号）
地域密着型サービスのみを行う事業者で、事業所・施設が同一市町村内に所在する事業者（法第115条の32第2項第4号）

〔 厚生労働省 老健局 〕
〔 主たる事務所の所在する都道府県 〕
〔 都道府県 〕
〔 指定都市 〕
〔 市町村（中核市含む） 〕



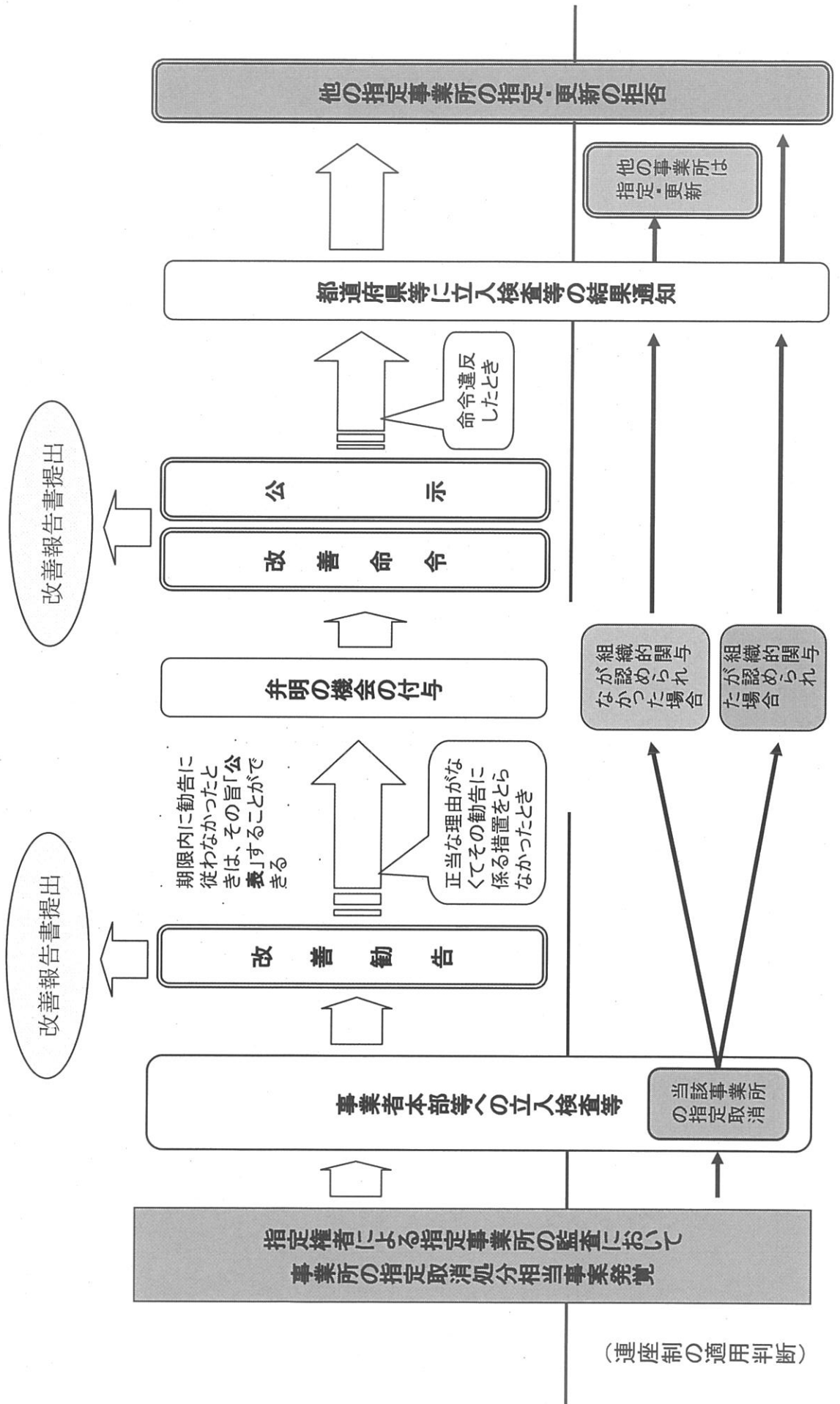
【届出先区分】

【届出先】

事業所・施設が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第5号）
事業所・施設が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第2号）
事業所・施設が同一都道府県内に所在する事業者（法第115条の32第2項第1号）
事業所・施設が同一指定都市内に所在する事業者（法第115条の32第2項第3号）
<u>事業所・施設が同一中核市内に所在する事業者（新法第115条の32第2項第4号）</u>
地域密着型サービスのみを行う事業者で、事業所・施設が同一市町村内に所在する事業者（法第115条の32第2項第5号）

〔 厚生労働省 老健局 〕
〔 主たる事務所の所在する都道府県 〕
〔 都道府県 〕
〔 指定都市 〕
〔 中核市 〕
〔 市町村 〕

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



(連座制の適用判断)